

# あんしん少額短期保険株式会社の 現状 2021

あんしん少額短期保険株式会社

〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町 535 番地

Tel.048-658-2810 fax048-658-2811

<http://www.ansin-ssi.com>

## 目 次

### I. 会社の概要および組織

1. 会社の特色
2. 会社の沿革
3. 経営の組織
4. 株式の状況
5. 役員の状況
6. 使用人の状況

### II. 主要な業務の状況

1. 取扱商品
2. 募集体制

### III. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における業務の概況
2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標
3. 直近の2事業年度における業務の状況
  - (1) 主要な業務の状況を示す指標等
  - (2) 保険契約に関する事項
  - (3) 経理に関する指標等
  - (4) 資産運用に関する指標等
4. 責任準備金の残高の内訳

### IV. 運営に関する事項

1. リスク管理の体制
2. 法令遵守の体制
3. お客様本位の業務運営に係る基本方針及びその取組
4. 反社会的勢力への対応
5. 犯罪収益移転防止法への対応
6. 個人情報の取り扱いについて
7. 指定紛争解決機関について

### V. 財産の状況

1. 計算書類
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益計算書
  - (3) キャッシュ・フロー計算書
  - (4) 株主資本等変動計算書
2. 保険金の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）
3. 有価証券または金銭信託の取得価額、時価および評価損益

4. 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無
5. 計算書類に関する会計監査人の監査証明の有無

## I. 会社の概要および組織

### 1. 会社の特色

当社は、平成 20 年に、アルファクラブグループの冠婚葬祭互助会の会員を対象とした「あんしんネット共済会」の共済契約の受け皿会社として、また、冠婚葬祭互助会の会員様に少額短期保険を提供することにより経済的側面からバックアップすることを目的に冠婚葬祭互助会業並びにその関連事業を行うアルファクラブグループの主要企業を株主として設立されました。

平成 21 年 3 月に関東財務局長の少額短期保険業者として登録を完了し、同年 3 月 30 日より少額短期保険業者としての営業を開始いたしました。

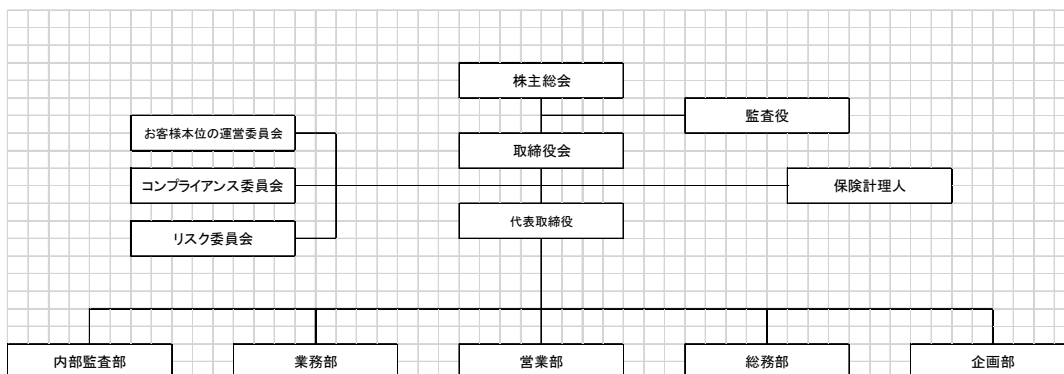
### 2. 会社の沿革

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 平成 20 年 10 月 23 日 | 「あんしんネット少額短期株式会社」設立  |
| 平成 21 年 03 月 24 日 | 関東財務局長（少額短期保険）第 52 号登録   |
| 平成 21 年 03 月 26 日 | 「あんしんネット共済会（埼玉）・（郡山）・（福島）」の共済契約の「業務及び財産の管理」の認可取得   |
| 平成 21 年 03 月 30 日 | 少額短期保険業の業務開始<br>「介護一時金付定期保険」「入院一時金付定期保険」発売   |
| 平成 22 年 03 月 29 日 | 顧客ニーズにマッチした保険金建「定期保険」の承認を得て、5 月より販売開始いたしました。   |
| 平成 23 年 04 月 18 日 | 本店をさいたま市浦和区上木崎に移転  |
| 平成 28 年 08 月 08 日 | 本店をさいたま市見沼区上山口新田に移転  |
| 平成 29 年 04 月 01 日 | 「保険金直接支払サービス特約」販売開始  |
| 平成 29 年 06 月 01 日 | 社名を「あんしん少額短期保険株式会社」に変更<br>「医療保障付定期保険」「保険料一定型葬儀保険」発売<br>保険金建「定期保険」を「保険金固定型葬儀保険」に改訂<br>対面募集に加えてインターネット・通信販売での販売を開始<br>「お客様本位の業務運営に係る基本方針」を施行 |
| 平成 29 年 07 月 01 日 | 本店をさいたま市大宮区上小町に移転  |
| 平成 30 年 05 月 18 日 | 保険契約者やそのご家族のための福利厚生サービスであるあんしん倶楽部を開始   |
| 令和 02 年 03 月 05 日 | 保険金直接支払サービス特約の提携事業者に「小さなお葬式」が加盟し全国 4000 か所以上の葬儀施設が利用可能となった。  |
| 令和 02 年 07 月 01 日 | 3 大疾病等で治療中の方でも加入が出来る「無告知型葬儀保険みんなのキズナ」の販売開始<br>少額短期保険で初めてリビング・ニーズ特約を設け、「医療保障付定期保険」「介護一時金付定期保険」「保険金固定型葬儀保険」「保険料一定型葬儀保険」に加入された場合に自動付帯を開始した。   |
| 令和 02 年 11 月 04 日 | 募集代理店の株式会社ユニクエストより当社が引受保険会社となって葬儀保険 Any 告知型プランと同無告知プランの販売を開始しました。  |

3. 経営の組織

(1) 所在地

本 社 〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町5 3 5 番地



組織図（令和3年3月31日現在）

4. 株式の状況

(1) 株式数

- ・発行可能株式総数 8,000 株
- ・発行済株式の総数 2,000 株

(2) 株主数

令和1年度末株主数 3名

(3) 株主（令和3年3月31日現在）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
アルファクラブ株式会社（福島）	900 株	45%
アルファクラブ武蔵野株式会社	800 株	40%
アルファクラブ株式会社（栃木）	300 株	15%

5. 役員の状況（令和3年3月31日現在）

氏名	役職名	重要な兼職
山本 賢寿	代表取締役	なし
神田 成二	取締役	アルファクラブ武蔵野(株) 代表取締役 アルファクラブ(株)栃木 代表取締役 アルファクラブ(株)福島 代表取締役 むさしのコンサルティング(株) 代表取締役 サイカンシステム(株) 取締役
和田 浩明	取締役	アルファクラブ武蔵野(株) 専務取締役 サイカンシステム(株) 代表取締役 (株)東冠 代表取締役
山田 敦司	監査役	アルファクラブ武蔵野(株) 常務取締役

## 6. 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在	
				平均年齢	平均勤続年数
内務職員	6名	7名	—	53歳	4年2ヵ月
営業職員	—	—	—	—	—

## II. 主要な業務の内容

## 1. 取扱商品

## (イ) 保険金固定型葬儀保険（定期保険）

## (1) 特徴

- ①お葬儀に付帯する様々な費用をサポートするため、30万円～300万円の7種類の保険金プランからニーズによってお選びいただけます。
- ②5項目の簡易健康告知に該当しなければ、ご加入いただけます。
- ③更新は、最長99歳まで可能で、更新時に再度の健康告知は不要です。
- ④保険金は変わりませんが、保険料は男女別・年齢別・プラン別に異なります。
- ⑤男女別、年齢別保険料のため、寿命の長い女性の方には低廉な保険料となっています。
- ⑥無料の保険金直接支払サービス特約で無料の事前相談が出来て、全国4000以上の葬儀会場が利用できます。
- ⑦被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合に特約保険金の全額をお支払いする制度であるリビング・ニーズ特約が付帯しています。
- ⑧責任開始日以後に発症した疾病や傷病により死亡した場合に規定の死亡保険金をお支払いします。

## (2) 保険期間/加入年齢/払込方法/収納方法

- ①保険期間：1年（保険料払込期間と同一）
- ②新規加入年齢：満40歳以上85歳未満
- ③払込方法/収納方法：月払もしくは年払/口座振替もしくはクレジットカード払)

## (ロ) 保険料一定型葬儀保険（定期保険）

## (1) 特徴

- ①お葬儀に付帯する様々な費用をサポートするため、月掛保険料が1000円～7000円の7つのプランからニーズによってお選びいただけます。
- ②保険金は被保険者のお亡くなりになった年齢により男女別・プラン別に異なります。
- ③5項目の簡易健康告知に該当しなければ、ご加入いただけます。
- ④更新は、最長99歳まで可能で、更新時の健康告知は不要です。
- ⑤保険料が一生変わらないので契約の維持がし易いプランです。
- ⑥無料の保険金直接支払サービス特約で無料の事前相談が出来て、全国4000以上の葬儀会場が利用できます。
- ⑦被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合に特約保険金の全額をお支払いする制度であるリビング・ニーズ特約が付帯しています。
- ⑧責任開始日以後に発症した疾病や傷病により死亡した場合に規定の死亡保険金をお

支払いします。

(2) 保険期間/加入年齢/払込方法/収納方法

- ①保険期間：1年（保険料払込期間と同一）
- ②新規加入年齢：満40歳以上85歳未満
- ③払込方法/収納方法：月払/口座振替もしくはクレジットカード払

(ハ) 介護一時金付定期保険（無配当1年更新型）

(1) 特徴

- ①月々の保険料は1500円（女性40歳～44歳の場合のみ1200円）掛けやすく、介護一時金および死亡保険金・傷害死亡保険金を保障します。
- ②公的介護認定により要支援以上の認定を受けた場合には介護一時金を死亡の場合は死亡保険金、傷害死亡の場合は死亡保険金と合わせて傷害死亡保険金をお支払します。
- ③一時金・死亡保険金・傷害死亡保険金は年齢により異なります。
- ④更新は、最長84歳まで可能。更新時の健康告知は不要です。
- ⑤被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に特約保険金の全額をお支払いする制度であるリビング・ニーズ特約が付帯しています。
- ⑥8項目の簡易健康告知に該当しなければご加入いただけます。

(2) 保険期間/加入年齢/払込方法/収納方法

- ①保険期間：1年（保険料払込期間と同一）
- ②加入年齢：満40歳以上85歳未満
- ③払込方法/収納方法：月払/口座振替もしくはクレジットカード払

(ニ) 医療保障付定期保険

(1) 特徴

- ①お手頃な保険料で入院給付金、手術給付金、死亡保険金、傷害死亡保険金を保障します。また、正常分娩で入院された場合でも入院給付金を保障（ご加入後9か月未満の場合は対象外）いたします。
- ②保険料と給付・保険金額は男女別・年齢階層別に異なります。
- ③死亡の場合は死亡保険金を傷害死亡の場合は、死亡保険金と合わせて傷害死亡保険金をお支払します。
- ④更新は、最長84歳まで可能。更新時の健康告知は不要です。
- ⑤被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に特約保険金の全額をお支払いする制度であるリビング・ニーズ特約が付帯しています。
- ⑥契約前に発病した疾病や傷害を原因とする契約後の疾病や傷害は保障いたしません。

(2) 保険期間/加入年齢/払込方法/収納方法

- ①保険期間：1年（保険料払込期間と同一）
- ②加入年齢：満1歳以上79歳未満
- ③払込方法/収納方法：月払/口座振替もしくはクレジットカード払

(ホ) 無告知型葬儀保険

(1) 特徴

- ①お葬儀に付帯する様々な費用をサポートするため、10万円～100万円の10種類の保

険金プランからニーズによってお選びいただけます。

- ②この保険は癌・脳疾患・心臓疾患等の有病者で現在治療中でも健康告知不要で申込が出来る商品です。(加入条件告知が必要となります。)
- ③保険料は年齢別・男女別・保険金プラン毎に異なります。
- ④更新は、最長 99 歳まで可能。更新時の加入条件告知は不要です。
- ⑤無料の保険金直接支払サービス特約で無料の事前相談が出来て、全国 4000 以上の葬儀会場が利用できます。
- ⑥責任開始後の死亡を保障いたします。尚、病気死亡の場合契約日以後 3 ヶ月間の待期間があります。

(2) 保険期間/加入年齢/払込方法/収納方法

- ①保険期間：1 年（保険料払込期間と同一）
- ②加入年齢：満 1 歳以上 79 歳未満
- ③払込方法/収納方法：年払/口座振替もしくはクレジットカード払)

## 2. 募集体制

主たる募集は代理店販売であり、株主企業である「冠婚葬祭互助会運営会社」法人代理店および互助会会員募集を主たる目的とした委託先の個人代理店を中心に少額短期保険の販売を展開していましたが、令和 1 年からのコロナ禍により対面販売は大きな打撃を受けており、対面販売以外の販売方法の確立のため、また、将来的な低コスト募集の試験販売として、通販・WEB を主体とした販売に軸足を移しつつあります。実際に WEB 広告、商品同梱、新聞広告等の増強により資料請求を増加させて、直販は対面販売からコールセンター業務にスイッチをさせながら販売増強を模索しております。

令和 3 年 3 月末現在、募集代理店数 122 店（前年比+9 社/+7.9%）

グループ内代理店 98 店（前年比-5 店/-5.1%）

グループ外代理店 24 店（前年比+12 店/+100.0%）

募集人数 445 名（前年比-82 名/-15.5%）

## III. 主要な業務に関する事項

### 1. 直近の事業年度における業務の概況

#### (1) 主要な事業内容

当社は、高齢者（70 歳以上）が主要客体である葬儀に付帯する様々な費用をサポートする死亡保障の「保険金固定型葬儀保険」、「保険料一定型葬儀保険」「無告知型葬儀保険」ならびに普通死亡および傷害死亡に加えて入院（正常分娩も保障）や手術を保障し、主要客体が 60 歳以下の「医療保障付定期保険」および主要客体が 40 歳～65 歳を中心とした、公的介護認定連動して介護認定を受けた場合に介護一時金、死亡時に普通死亡および傷害死亡をお支払する「介護一時金付定期保険」の 4 種類の保険商品を代理店経由の対面募集や通信販売・WEB 募集による非対面により販売をいたしております。

#### (2) 事業の経過および成果

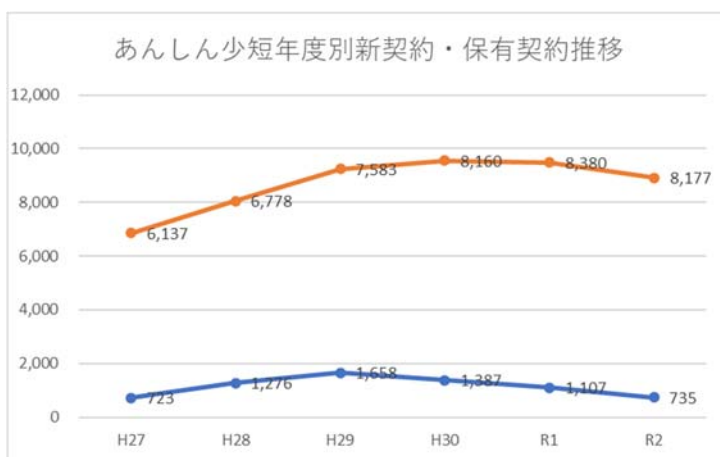
当社は、平成 21 年 3 月より営業開始し、平成 22 年 5 月より定期保険を主力とした販売活動に取り組んでおります。令和 2 年度の新契約件数は 735 件で前年対比-372 件/-



33.6%と大きく前年を割ってしまいました。令和1年からのコロナ禍が深刻さを増す中で対面募集の不振と長引く経済的困窮により既存契約の解約・失効等の増加もあり、保有契約件数は8,177件で前年対比-203件/-2.4%と減少に転じました。しかしながら、年換算保険料は既存契約の単価アップから335,788千円と前年対比+16,038千円/+5.0%と増収となりました。

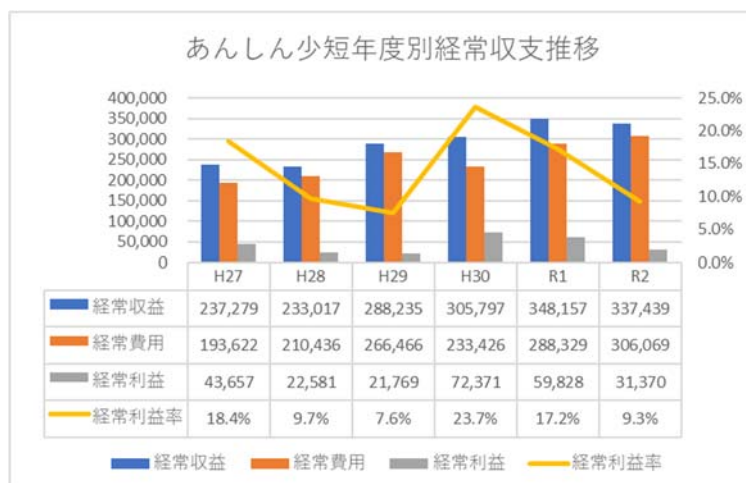
また、収支状況においては、経常収益は前年28,406千円ありました責任準備金の戻入額が今期は1,650千円と-26,756千円減少したことから337,445千円となり前年対比-10,965千円/-3.1%の減収となりました。一方、経常費用につきましては、保険金支払が138,833千円と前年比-10,797千円/-8.0%と改善はしましたが、対面募集の減少を補うための直販の通信販売・WEB販売強化による広告費用を49,554千円と前年比+27,833千円/+43.8%増強したことから、310,972千円と前年比+22,628千円/+7.8%と増加いたしました。これにより経常利益は前年実績60,065千円から-33,593千円/-55.9%の26,472千円の大幅な減益となりました。

(3) 対処すべき課題



過去5年間の新契約数並びに保有契約数の推移をみると新契約数は募集代理店強化を始めた平成28年より増加しコロナの影響を受け始めた令和1年から大きく落込んでいます。また、保有契約については700件強の新契約数では、死亡消滅・解約・失効・更新停止等の

消滅件数をカバーできないため最低でも1000件以上の新規契約が必要となります。新規契約が落込んでいる原因はコロナ禍による対面募集の低下が理由であり、当面はこの方向性については光明は見込みないため、今年度から始めた募集チャンネルの対面から通販・WEB募集への構造変換を強化し、更にお客様への分かり易さを前面にだした動画を使ったライブコマースによるWEB販売に注力して参ります。



今期はコロナ禍の影響もあり初めて減収減益となりました。平成27年より順調に経常収益伸ばしてききましたが、今期は新契約の伸び悩みもあり過去5年間で初めて前年度実績を割り込み、経常利益率も過去5年間でも低水準の結果となりました。理由明白であり

今後の懸案事項となっている新契約確保のための資料請求増加を狙った広告費の増強と通販およびWEB等の非対面募集強化です。手許現金は比較的余裕があるため、今後の新規契約拡大を主眼として今期も積極的に拡大路線を図って参ります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度 (当期)
収入保険料	293,478	319,750	335,778
（個人保険）	293,478	319,750	335,778
（その他の保険）	—	—	—
正味収入保険料	291,460	316,580	336,056
個人保険	291,460	316,450	331,325
その他の保険	—	—	—
利息及び配当金収入	1,084	7	7
経常利益	72,371	60,065	26,472
契約者配当準備金繰入額	—	—	—
当期純利益)	50,970	39,768	19,231
総資産	352,200	359,797	390,592
1株当たり当期純利益（又は当期純損失）	25,485 円 13 銭	19,884 円 06 銭	9,615 円 88 銭

※当社の業務開始日は平成 21 年 3 月 30 日です。

2. 直近の 3 事業年度における主要な事業の状況を示す指標

(単位：千円)

(区分)	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
経常収益	305,797	348,157	337,438
経常利益	72,371	60,065	26,472
当期純利益	69,441	39,768	19,231
資本金の額	100,000	100,000	100,000
発行済株式の総数	2,000	2,000	2,000
純資産額	241,392	281,160	300,391
総資産額	352,200	359,797	390,592
責任準備金残高	70,485	42,079	40,428
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	7,684.6%	8,540.5%	8,416.8%
配当性向	—	—	—
従業員数	5	6	7
正味収入保険料の額	291,460	316,580	331,056

※当社の業務開始日は平成 21 年 3 月 30 日です。

※純資産額は保険業法上の純資産額です。（保険業法第 272 条の 4 第 1 項及び

保険業法施行規則第 211 条の 8 による。)

3. 直近の 2 事業年度における業務の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位：千円)

区 分	令和 1 年度	令和 2 年度
生命保険	316,580	331,056
死亡保険	316,580	331,056
その他	—	—
合 計	316,580	331,056

\* 正味収入保険料とは、(保険料－解約返戻金－その他返戻金)－(再保険料－再保険返戻金)

② 元受正味保険料

(単位：千円)

区 分	令和 1 年度	令和 2 年度
生命保険	316,580	331,056
死亡保険	316,580	331,056
その他	—	—
合 計	316,580	331,056

\* 元受正味収入保険料とは、(保険料－解約返戻金等)

③ 支払再保険料

該当事項はありません。

④ 保険引受利益の額

(単位：千円)

区 分	令和 1 年度	令和 2 年度
生命保険	59,813	26,465
死亡保険	59,813	26,465
その他	—	—
合 計	59,813	26,465

\* 保険引受利益の額は「保険引受収益」から「保険の引受費用」保険引受けに係る営業費及び一般管理費を減じ「その他の収支」を加えて算出。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

区 分	令和 1 年度	令和 2 年度
生命保険	151,192	138,833
死亡保険	151,192	138,833
その他	—	—

合 計	151,192	138,833
-----	---------	---------

⑥ 元受正味支払保険金 (単位：千円)

区 分	令和1年度	令和2年度
生命保険	151,192	138,833
死亡保険	151,192	138,833
その他	—	—
合 計	151,192	138,833

⑦ 回収再保険金

該当事項はありません。

(2) 保険契約に関する事項

① 契約者配当金の額

該当事項はありません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

区 分	令和1年度			令和2年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
生命保険	47.8%	39.4%	87.2%	41.9%	44.4%	86.3%
死亡保険	47.8%	39.4%	87.2%	41.9%	44.4%	86.3%
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	47.8%	39.4%	87.2%	41.9%	44.4%	86.3%

\* 正味損害率は、(正味支払保険金/正味収入保険料) × 100

\* 正味事業費率は、(正味事業費/正味収入保険料) × 100

\* 合算率は、(正味損害率+正味事業費率)

③ 発生損害率、事業費率およびその合算率

区 分	令和1年度			令和2年度		
	発生 損害率	発生 事業費率	合算率	発生 損害率	発生 事業費率	合算率
生命保険	47.8%	39.4%	87.2%	41.9%	44.4%	86.3%
死亡保険	47.8%	39.4%	87.2%	41.9%	44.4%	86.3%
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	47.8%	39.4%	87.2%	41.9%	44.4%	86.3%

\* 発生損害率は、(保険金+給付金) / (保険料-解約返戻金-その他返戻金) × 100

\* 発生事業費率は、(事業費 / (保険料-解約返戻金-その他返戻金)) × 100

\* 合算率は、(発生損害率+発生事業費率)

④ 再保険関係に関する諸数値

当社は、再保険取引を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位：千円)

区 分	令和 1 年度			令和 2 年度		
	普通 支払備金	I B N R 支払備金	合計	普通 支払備金	I B N R 支払備金	合計
生命保険	17,029	1,838	18,868	33,014	1,219	34,234
死亡保険	17,029	1,838	18,868	33,014	1,219	34,234
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	17,029	1,838	18,868	33,014	1,219	34,234

② 責任準備金

(単位：千円)

区 分	令和 1 年度				令和 2 年度			
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配 当準備金	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配 当準備金	合計
生命保険	36,206	5,872	—	42,079	34,104	6,325	—	40,428
死亡保険	36,206	5,872	—	42,079	34,104	6,325	—	40,428
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	36,206	5,872	—	42,079	34,104	6,325	—	40,428

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇仮定	発生損害率が 1% 上昇すると仮定します。	
計算方法	増加する発生損害額 = 既経過保険料の 1%	
	経常損失の増加額 = 増加する発生損害額	
	令和 1 年度	令和 2 年度
経常損失の増加額	3,165 千円	3,310 千円

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

区分	令和 1 年度		令和 2 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	289,224	80.3%	310,137	79.9%
金銭信託	—	—	—	—

有価証券	—	—	—	—
運用資産計	289,224	80.3%	310,137	79.9%
総資産	359,797	100.0%	387,714	100.0%

② 利息配当収入の額および運用利回り (単位：千円)

区分	令和1年度		令和2年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預貯金	7	0.0002%	7	0.0002%
金銭信託		—		—
有価証券		—		—
合計	7	0.0002%	7	0.0002%

③ 保有有価証券の種類別残高、利回り、構成比  
該当事項はありません。

④ 保有有価証券の残存期間別残高  
該当事項はありません。

⑤ 価格変動準備金  
該当事項はありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

種目	未経過 保険料 (A)	危険保険料 積み増し (B)	収支残 (C)	当期末 普通責任準 備金
死亡保険	14,477	188	33,873	40,428
その他	—	—	—	—
合計	14,477	188	33,873	40,428

(注) 少額短期保険業につき、未経過保険料 (A) と危険保険料積み増し (B) の合計額と、収支残 (C) のいずれか大きい金額を当期末普通責任準備金として計上しております。

(単位：千円)

種目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金	当期末 責任準備金
死亡保険	34,103	6,325	—	40,428
その他	—	—	—	—
合計	34,103	6,325	—	40,428

#### IV. 運営に関する事項

##### 1. リスク管理の体制

当社は、健全な財務基盤の確保と適切かつ確実な保険金支払業務を遂行するために、これを阻害する恐れのある全てのリスク要因を分析・抽出するとともにこれらのリスクを統合的に管理することにしていきます。当社の役員並びに社員は統合的リスク管理の常用性を認識し、各々が関連する業務に関するリスクを適切に把握・管理いたします。

当社では、管理すべきリスクを保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーションリスク（事務リスク・システムリスク・リーガルリスク・人事リスク・災害リスク・風評リスク・経営リスク）と分類しています。

リスク管理委員会は、各部門と連携し、これらのリスクの状況を適宜モニタリングし、重要リスクを抽出して、その対応策を検討・改善・実行します。また、リスク管理の状況はリスク管理委員会において審議し、定期的に取り締役に報告します。

##### 2. 法令遵守の体制

当社は、少額短期保険業という公共性の高い事業を行うものとして、お客様、株主、代理店、社員および地域というステークホルダーに対して企業が有する責任を果たすため、適切・的確な経営管理をすることを義務と位置づけ、健全かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築してまいります。

まず、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針・規程に基づき法令遵守を推進しています。当委員会では、コンプライアンス・プログラムの推進状況や違反行為発生時の状況把握、再発防止策の立案・検証等に関して、定期的に取り締役に報告を行います。次に、反社会的勢力に対する基本方針を定め、当社ホームページに掲載するとともに、社内および代理店等に周知しています。コンプライアンス重視の企業風土を醸成するために、定期的にコンプライアンス研修を実施し、役員・社員および募集人に対する教育、啓発に努めています。

コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンスの推進を目的とした「コンプライアンス委員会」を設置いたしました。以て、コンプライアンス・プログラムの策定、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員を初め、従業員・代理店および募集人に対して、法令等遵守の指導・教育を行い、継続的に改訂・教育・啓発・確認を順次実施しています。

##### 3. お客様本位の業務運営に係る基本方針及びその取組み

標語：「お客様のあんしんはお客様本位の運営で」

当社は、お客様の生活に寄添いながらお客様の幸福を護ることを第一義と考え、お客様に当社の保険商品や付帯サービスを通じて永続的かつ安定的に、「あんしん」の提供を行うため「お客様本位の業務運営に係る基本方針及びその取組」を定め、会社の行動指針として広くお客様に開示するとともに、全役職員・全募集代理店役職員が一丸となって遵守し、必要に応じて適宜見直しを行い、また、その取組状況についても定期的に公表するよういたしました。

お客様本位の業務運営に係る基本方針及びその取組については、平成 29 年 6 月 1 日に弊社のコーポレートサイトにて公表し、平成 30 年度もその実現の向けて、ポスター等による告知

の強化や代理店募集人教育のカリキュラムとして実施いたしました。令和1年度はその実現に向けて募集人マニュアルを作成して標語をはじめとした方針を記載し各募集人にこれに沿って募集をするべく教育をしております。令和2年度には本基本方針をKPIを含む内容に改訂し各方針に指標を設けて、達成度合いを検証しております。

#### 4. 反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対する基本方針や反社会的勢力対応規程を定め、それに基づき約款や申込書の改訂を行うとともに新契約募集時の説明を行い、意向確認書によりその把握を行いながら一般社団法人日本少額短期保険協会運営の反社会的勢力検索システムの活用により、保険募集人、契約者、被保険者、受取人、役職員、会社のステークホルダー等、募集・申込に関わる全ての関係者の反社チェックを行うことにより、反社会的勢力の保険加入を未然に防ぐとともに、反社会的勢力との関係性を遮断しております。また対応については、反社会勢力に付入る隙を与えないよう警察等と連携を図り、役職員一丸となり毅然とした態度で行い、利益供与や便宜供与は行わず、これを未来永劫行いません。

#### 5. 犯罪収益移転防止法への対応

犯罪収益移転防止法を遵守するため、社員はじめ募集人に対して保険契約時の本人確認書類による該当事項の確認（公的証明書による確認）及び添付を義務付け、募集人による確認及び契約引受担当者による確認とのダブルチェックを実施しております。また、再確認のため保険証券の受取については、契約者本人限定受取を行っており、本人限定受取が出来なかった場合には、その契約を無効扱いとしており、徹底した対応を行っております。

#### 6. 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客様の大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業の重要な社会的責務であると認識し、個人情報にかかる方針を以下に定め、役員・社員・委託先・提携先全員が、個人情報の保護に関する法律やガイドラインなどの関係諸法令を遵守し、お客様の個人情報の保護に関して万全を尽くしてまいります。また、適切な個人情報の保護を実現するために、この方針は必要に応じて適宜見直しを行うとともに、永続的に改善を行います。

##### A. 個人情報の保護に関する方針

###### (1) 個人情報の定義

当社は、個人情報を「個人に関する情報で、当該情報に含まれる名前・生年月日等により個人を特定できるもの」と定義しています。

###### (2) 個人情報の種類

保険契約の締結等に必要な情報として、お客様のお名前、住所、生年月日、性別、健康状態、職業等をお聞きします。また、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報をお聞きする場合があります。

###### (3) 個人情報の取得方法

主に、当社の登録少額短期保険募集人、ウェブサイト上の画面、電話を通じて、お客様に関する情報を取得いたします。お客様の情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法



律、保険業法その他の関連諸法令に照らして適正な方法で行います。

(4) 個人情報の利用目的

当社は、お客様に関する情報は、必要に応じて、以下の目的で利用いたしますが、それ以外の目的での利用はいたしません。

- ①各種保険契約の引受、契約の維持管理、保険金・給付金の支払
- ②関連会社・提携会社・提携葬儀社を含む各種商品・サービスの案内及びその提供
- ③当社業務に関する情報提供、商品・サービスの充実
- ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- ⑤その他保険に関連・付随する業務

(5) 個人情報の第三者への提供

お客様に関する情報は、以下の場合に於いて、必要最小限の範囲で外部に提供することがあります。

- ①あらかじめお客様より同意をいただいている場合
- ②法令により必要とされる場合
- ③代理店に保険募集を委託する場合
- ④保険金直接支払サービス特約に加入した場合
- ⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要とされる場合
- ⑥公共の利益のために必要な場合
- ⑦特定の者と共同で利用する場合（具体例：他の少額短期保険会社等と「支払時情報交換制度」により共同で利用する場合）
- ⑧再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知並びに再保険金の請求その他必要な範囲内で、再保険会社に提供する場合

(6) 個人情報の開示、訂正等

お客様よりご自身に関する情報についての開示・訂正等・利用停止等の依頼があった場合、会社は請求者をご本人である旨を確認させていただいた上で、特段の理由がない限り、個人情報保護法の趣旨に基づき、直ちにその開示・訂正等・利用停止等の対応を行います。情報の開示・訂正等・利用停止等の請求は、3.の個人情報の取扱い等に関する窓口までお問合せください。

(7) 情報の管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新の内容を確保するために、常に適切な措置を講じます。また、お客様情報に対する不当なアクセス、個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるよう努めます。さらに、役員・社員・委託先並びに提携先に対して必要かつ適切な監督を行います。

また、当社では、お客様に関する情報の保護・管理強化のため、情報を管理する責任者並びに「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的な取り組みを行います。また、安全管理措置等の個人情報保護に関する必要な対策について、定期的に見直しを行うとともに永続的改善に努めます。

B. 特定個人情報の保護に関する方針


当社は、お客様に対して、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律」(マイナンバー法)に基づき、「保険取引に関する支払調書の作成」に利用をするため、個人番号の提供をいただきます。また、その利用にあたっては、関係諸法令を遵守し、提供いただいたお客様の個人番号並びに特定個人情報の紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じます。

c. 個人情報の取扱い等に関する窓口

お客様の個人情報や当社の個人情報の安全管理措置等の取扱いに関するお問合せは、下記までお願いします。

**個人情報の取扱いに関するお問合せ**

**お客様相談室  0120-685-815 (通話無料)**

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

※お電話の内容はお客様からのご質問やご要望などを正確に把握するために、通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください

7. 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきまして、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、当社加入協会(日本少額短期保険協会)の指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできますので、ご案内申し上げます。

詳細につきましては、以下をご参照願います。

<指定紛争解決機関>

一般社団法人 日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

電話(フリーダイヤル): 0120-82-1144

F A X : 03-3297-0755

受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00

受付日: 月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

## V. 財産の状況

## 1. 計算書類

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	令和 1年度	令和 2年度	科目	令和 1年度	令和 2年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	289,224	310,137	保険契約準備金	60,947	74,662
現金	132	188	支払備金	18,869	34,234
預貯金	289,091	309,948	責任準備金	42,079	40,428
有価証券	—	—	普通責任準備金	36,207	34,103
国債	—	—	異常危険準備金	5,872	6,325
地方債	—	—	契約者配当準備金	—	—
その他の証券	—	—	代理店貸	—	—
有形固定資産	175	62	再保険貸	—	—
土地	—	—	短期社債	—	—
建物	—	—	社債	—	—
動産	—	—	新株予約権付社債	—	—
建設仮勘定	—	—	その他負債	17,690	15,537
その他の有形固定資産	175	62	借入金	—	—
無形固定資産	9,207	10,896	未払法人税等	9,622	566
ソフトウェア	9,207	10,896	未払金	3,821	10,439
のれん	—	—	未払費用	4,007	4,410
その他の無形固定資産	—	—	前受収益	—	—
代理店貸	—	—	預り金	238	122
再保険貸	—	—	仮受金	—	—
その他の資産	37,191	44,495	その他の負債	—	—
未収金	26,006	26,986	退職給付引当金	—	—
未収保険料	—	—	価格変動準備金	—	—
前払費用	88	55	繰延税金負債	—	—
未収収益	—	—	負のれん	—	—
仮払金	—	—	負債の部 合計	78,637	90,200
その他の資産	11,097	17,454	(純資産の部)		
繰延税金資産	—	—	資本金	100,000	100,000
供託金	24,000	25,000	新株式申込証拠金	—	—
			資本剰余金	—	—
			資本準備金	—	—
			その他資本剰余金	—	—
			利益剰余金	181,160	200,391
			利益準備金	—	—
			その他利益剰余金	181,160	200,391
			繰越利益剰余金	181,160	200,391
			自己株式	—	—
			自己株式申込証拠金	—	—
			株主資本合計	281,160	300,391
			その他有価証券評価差額金	—	—
			繰越ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	—	—
			評価・換算差額等合計	—	—
			新株予約権	—	—
			純資産の部 合計	—	—
				281,160	300,391
資産の部合計	359,797	390,592	負債及び純資産の部 合計	359,797	390,952

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和1年度	令和2年度
経常収益	348,410	337,445
保険料等収入	319,750	335,788
保険料	319,750	335,788
再保険収入	—	—
回収再保険金	—	—
再保険手数料	—	—
再保険返戻金	—	—
支払備金戻入額	—	—
責任準備金戻入額	28,406	1,650
資産運用収益	252	—
利息及び配当金等収入	7	7
その他運用収益	—	—
その他経常収益	245	7
経常費用	288,329	306,067
保険金等支払金	154,362	143,565
保険金等	151,192	138,833
解約返戻金等	3,170	4,731
契約者配当金	—	—
再保険料	—	—
責任準備金等繰入額	9,364	15,365
支払備金繰入額	9,364	15,365
責任準備金繰入額	—	—
資産運用費用	—	—
事業費	124,603	147,137
営業費及び一般管理費	120,269	142,365
税金	289	233
減価償却費	4,044	4,539
退職給付引当金繰入額	—	—
その他の経常費用	16	4,903
経常利益（又は経常損失）	60,065	26,472
特別利益	—	—
特別損失	—	—
価格変動準備金繰入額	—	—
その他特別損失	1	—
契約者配当準備金繰入額	—	—
税引前当期純利益	60,065	26,472
法人税及び住民税	20,297	7,241
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	20,297	7,241
当期純利益	39,768	19,231

## (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和1年度	令和2年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
保険料の収入	317,875	334,808
再保険収入	—	—
保険金等支払による支出	△151,192	△138,833
解約返戻金等支払による支出	△3,170	△4,731
再保険料支払による支出	—	—
事業費の支出	△125,238	△143,941
その他	255	—
小 計	38,530	47,301
利息及び配当金等の受領額	6	7
利息の支払額	△6	△102
契約者配当金の支払	—	—
その他	△1,000	△1,000
法人税等の支払額	△29,145	△19,176
法人税等の還付額	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,385	27,030
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	—	—
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
有形・固定資産の取得による支出	△1,717	△6,117
その他	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,717	△6,117
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出	—	—
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出	—	—
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出	—	—
配当金の支払額	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,668	289,224
現金及び現金同等物期首残高	282,555	20,912
現金及び現金同等物期末残高	289,224	310,137

## (4) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科目	令和1年度	令和2年度
株主資本		
資本金		
前期末残高	100,000	100,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
利益剰余金		
その他剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	141,392	181,160
当期変動額		
当期純利益	39,768	19,231
当期変動額合計	39,768	19,231
当期末残高	181,160	200,391
株主資本合計		
前期末残高	241,392	281,160
当期変動額		
新株の発行	—	—
当期純利益	39,768	19,231
当期変動額合計	39,768	19,231
当期末残高	281,160	300,391
純資産合計		
前期末残高	241,392	281,160
当期変動額		
新株の発行	—	—
当期純利益	39,768	19,231
当期変動額合計	39,768	19,231
当期末残高	281,160	300,391

注記事項

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準および評価方法  
最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産：法人税法の規定による定率法  
無形固定資産：法人税法の規定による定額法
3. 退職給付引当金の計上方法  
該当事項はありません。
4. 価格変動準備金  
該当事項はありません。
5. 消費税等の処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。
6. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,135 千円
2. 保険業法第 113 条に規定する繰延資産  
該当事項はありません。

III. 損益計算書に関する注記

1. 利息および配当金収入の内訳  
普通預金利息・・・・・・7,212 円
2. 正味収入保険料・・・・・・335,788 千円
3. 正味支払保険金・・・・・・138,833 千円

IV. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. キャッシュ・フロー計算書は、直接法により作成しています。
2. 現金および現金同等物の範囲は、預貯金です。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数は、2,000 株です。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

注記の対象となる関連当事者との取引はありません。

VII. 一株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額は、150,195 円 98 銭です。
2. 1株当たりの当期純利益の額は、9,615 円 88 銭です。

## 2. 保険金の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：千円）

	令和1年度	令和2年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	287,032	304,404
① 純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。）	281,160	298,079
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	5,872	6,325
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	—	—
⑥ 土地含み損益（85%又は100%）	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5項イに掲げるもの(⑩a)	—	—
告示（第14号）第2条第3項第5項ロに掲げるもの(⑩b)	—	—
⑥ 控除項目（－）	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]+R_3+R_4}$	6,721	7,233
保険リスク相当額	5,872	6,325
R1 一般保険リスク相当額	5,872	6,325
R4 巨大災害リスク相当額	—	—
R2 資産運用リスク相当額	2,892	3,101
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	2,892	3,101
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	—	—
再保険回収リスク相当額	—	—
R3 経営管理リスク相当額	175	188
ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	8,540.5%	8,416.8%

## 3. 有価証券または金銭信託の取得価額または契約価額、時価および評価損益

## (1) 有価証券

該当事項はありません。

## (2) 金銭信託

該当事項はありません。



4. 公衆の縦覧に供する書類に関する会計監査人の監査の有無  
当社は会計監査人の監査は受けておりません。
  
5. 計算書類に関する会計監査人の監査証明の有無  
金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に基づく公認会計士または監査法人の  
監査は受けておりません。

以下余白